

都市計画 マスタープラン

- 都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」
- 長期的な都市づくりの考え方を明確にするもの
- 都市計画の決定・変更の際の根拠となるもの



都市全体のビジョンや都市計画決定の方向性（根拠）を明確にするための計画

立地適正化計画

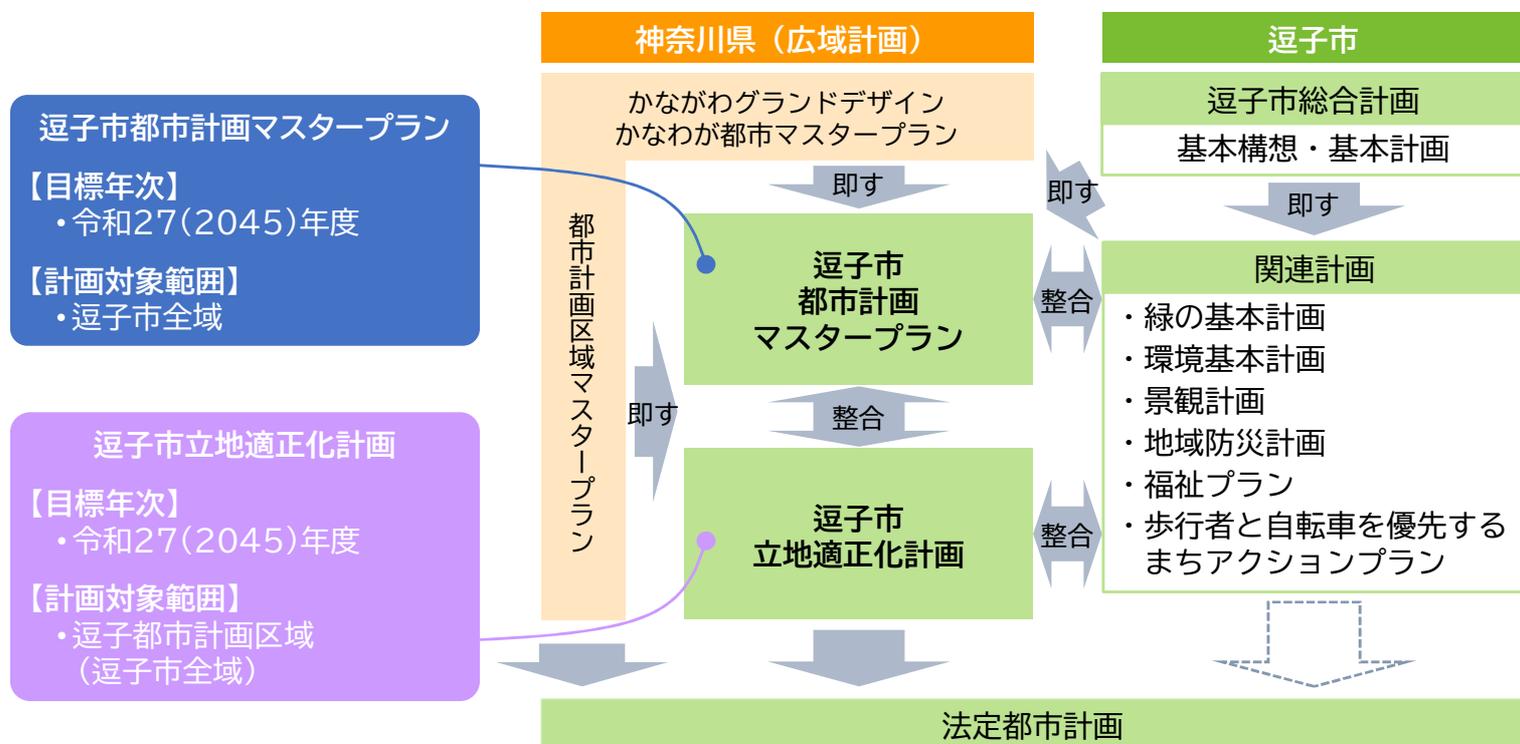
- 都市再生特別措置法に基づく、都市計画マスタープランの一部
- コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造形成に向けた具体的な取組みを推進する計画
- 市街地の部分の将来都市像を実現する「戦略」となるもの



都市計画の土地利用等に関する方針等を、都市機能や居住機能の誘導により具現化するための計画

計画の位置づけ

- 神奈川県や逗子市の**上位計画に即す**とともに、個別分野の**関連計画との整合性を確保**した計画
- 都市計画マスタープランと立地適正化計画も**相互に整合性を確保**しながら策定



策定スケジュール

- 令和4年度～令和5年度の**2か年**で策定
- 策定にあたっては、市民意向調査、市民説明会、オープンハウス、パブリックコメントにより**市民の皆様から意見を聴取**

年度	令和4年度												令和5年度											
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
庁内検討会議			① 8/10		② 10/20			③ 1/27		④ 3/29			⑤ 5/31		⑥ 7/6				⑦ 12月中旬					
市民意向調査																								
市民説明会																								
オープンハウス																								
パブリックコメント																								

市民意向調査
9/20(火)～10/3(月)
・2,000人を対象に実施
・有効回収数810人(40.5%)

市民説明会
小坪コミセン8/20(日)
沼間コミセン8/20(日)
市役所8/30(水)9/2(土)

オープンハウス
(パネル展示)
8/31(木)～9/6(水)
市役所1F市民ホール

パブリックコメント
1月中旬～2月中旬

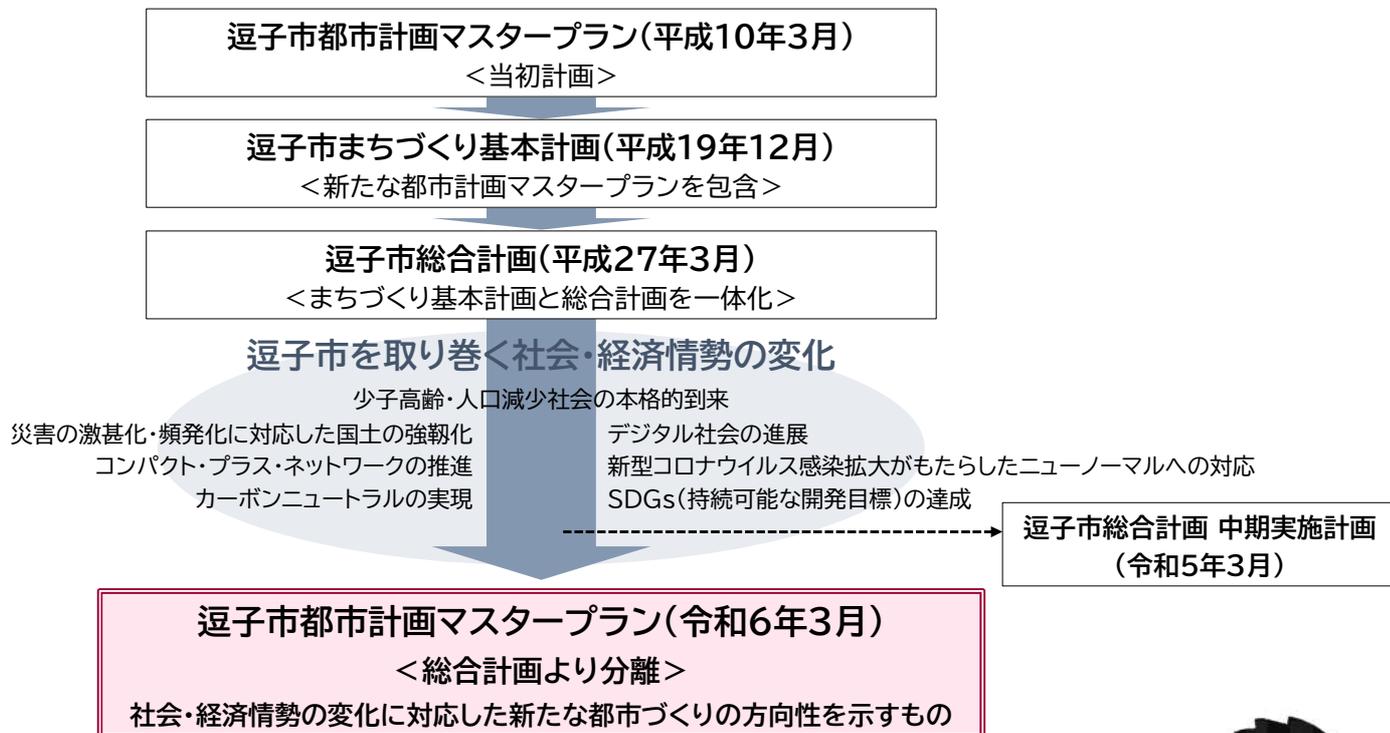
骨子作成

素案作成

案作成

とりまとめ・計画策定

逗子市都市計画マスタープラン策定の背景



◎総合計画から分離した新たな「逗子市都市計画マスタープラン」の策定により、都市づくりを着実に推進

- ・ 総合計画、まちづくり基本計画の考えを継承
- ・ 既存計画との整合性を確保
- ・ 一定程度具体化している事業は明文化



逗子市都市計画マスタープランの構成

○全体構想、地域別構想及び都市づくりの実現に向けてで構成

全体構想

- ⇒ 将来目指すべき姿(将来都市像・目標)
- ⇒ 市全体としての都市づくりの考え方

地域別構想

- ⇒ 地域単位でのまちづくりの考え方

都市づくりの実現に向けて

- ⇒ 都市づくりの担い手や具体的な手法・制度の活用の考え方など

都市計画マスタープランは、
目指すべき将来の姿を描き、
その実現に向けた**大まかな考
え方・方針を明確にするもの**
(具体事業や細かな取組みは記載しない)

第1章
計画策定にあたって

第2章
逗子市の現状と
都市づくりの主要課題

第3章
全体構想

第4章
地域別構想

第5章
都市づくりの
実現に向けて

< 将来都市像 >

■いつまでも変わることはない理想像

青い海と みどり豊かな 平和都市

総合計画

■本マスタープランにおける将来都市像

穏やかな暮らしを楽しめる自然豊かな住宅都市



西に開かれた穏やかな相模湾と保全された丘陵が三方を取り囲む地形の中にコンパクトでヒューマンスケールな都市構造を持ち、**ゆったりとした時の流れの中、誰もが心穏やかに暮らしている。**

大規模なショッピングモールやレジャー施設はないものの、日常生活に必要な公共施設、生活利便施設が適切に立地され**不便がない。**

それらを繋ぐ公共交通が整い、自家用車に頼ることなく**高齢者であっても快適に生活をしている。**

まちなかでは沿道に植栽をしつらえた住宅が連なり、住民同士の呼びかけにより草花を植えたポケットパークが背景の丘陵と調和して、**どこにいても緑を身近に感じることができる。**

大規模災害に対応した避難路や避難場所が市内漏れなく整備され、**どこにいても安全で安心して過ごすことができる。**

市内各所に配置された公園や広場では、自然発生的に老若男女が集い**楽しい会話が聞こえてくる。**また、週末には地域住民等が開催する多種多様な**イベントや文化・スポーツ等の地域活動で活気がある。**

逗子海岸や逗子マリーナ等の海浜地には魅力的な観光資源や施設があり**来訪者で賑わう**とともに、平日休日を問わず日常的に散歩やマリンレジャーを楽しむ人々でも**賑わっている。**

みどり豊かな丘陵では四季折々の景観と眺望が楽しめるハイキングコースが整備され、遠方に行かずとも**日常的に自然に触れ、リフレッシュすることができる。**

カーボンニュートラル等の環境施策に加え、海や山、川の自然の浄化作用により、**いつも爽快できれいな空気が溢れている。**

東京や横浜に出ずとも仕事ができる環境が整い、子育て、レジャー等、どれも妥協しない**快適なワークライフバランス**を保ちながら地域の人と人が繋がる**コミュニティを満喫している。**

そんな穏やかな暮らしを楽しめる都市環境を市民が誇り、来訪者が憧れを抱く、**自然豊かな住宅都市として選ばれるまち**を目指します。

< 都市づくりの目標 >

(1)若者、子育て世代、高齢者等、あらゆる世代にとって便利に生活できる都市

(2)多様な人が集まり、交流し、賑わいが生まれる都市

(3)誰もが快適に移動できる都市

(4)豊かな水・みどりの自然環境が守られ、環境にやさしい都市

(5)災害への備えが充実した安全・安心に暮らせる都市



<将来都市構造>

○将来都市構造は、都市づくりの目標の達成に向けて、基本的な土地利用のあり方や、主要な都市機能の配置・連携のあり方を定めるもの

都市づくりの目標

(1) 若者、子育て世代、高齢者等、あらゆる世代にとって便利に生活できる都市

(2) 多様な人が集まり、交流し、賑わいが生まれる都市

(3) 誰もが快適に移動できる都市

(4) 豊かな水・みどりの自然環境が守られ、環境にやさしい都市

(5) 災害への備えが充実した安全・安心に暮らせる都市

将来都市構造

ゾーン

●市街地内外の大まかな土地利用の区分

- ・市街地における賑わい・生活の場づくり
- ・郊外の開発抑制による災害発生リスクの軽減
- ・良好な自然環境の保全

拠点

●生活や都市活動に必要な機能等を効率的に配置する場

- ・都市機能や居住機能の適切な配置・誘導
- ・災害発生リスクを考慮した配置・誘導
- ・骨格となる水・緑の保全

軸

●拠点間の人・物の行き来を確保する道路・公共交通ネットワーク

- ・自動車交通ネットワークの形成
- ・公共交通ネットワークの形成
- ・自転車・歩行者の良好な移動空間の創出

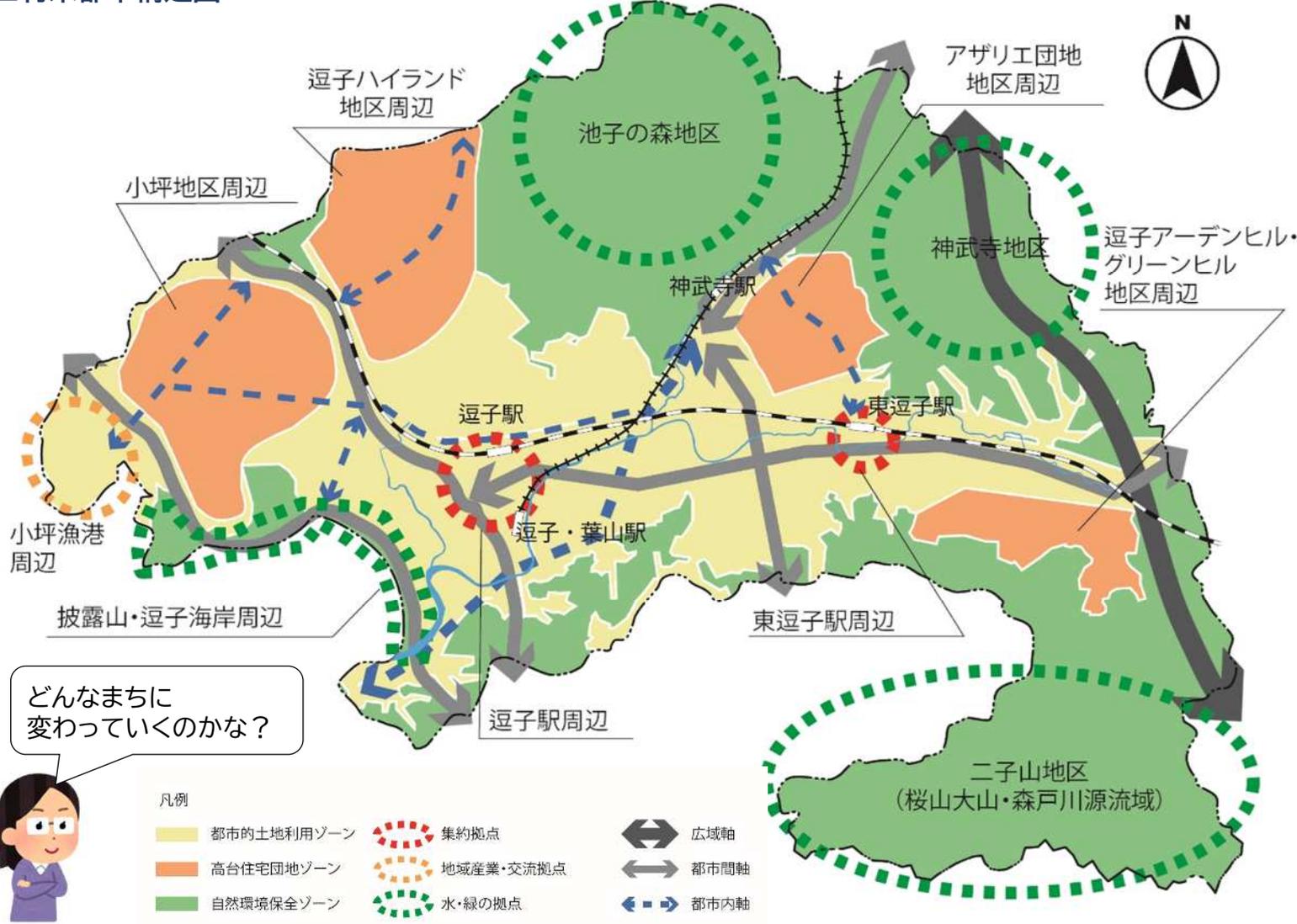
コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の形成

ゾーン	都市的土地利用ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 商業地と住宅地が共存した、安全で暮らしやすい住環境の維持 逗子海岸周辺の豊かな自然とまちの暮らしが融合した趣・ゆとりの継承 暮らしに身近な生活関連施設の整備等
	高台住宅団地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 高台の住宅団地の人口密度の維持と住環境の維持・向上 空き家の増加やバス停等から距離のある住宅団地の住環境の改善と利便性向上
	自然環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 二子山地区、池子の森、神武寺地区等の大規模緑地や本市を特徴付ける美しい自然環境の保全

拠点	集約拠点	<ul style="list-style-type: none"> JR逗子駅・JR東逗子駅周辺において、商業・業務や公共公益機能の集積を図る集約拠点を形成、拠点周辺への居住機能の集約
	地域産業・交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> 小坪漁港周辺において、地場産業である漁業の振興と新たな賑わい・交流を生む地域産業・交流拠点を形成
	水・緑の拠点	<ul style="list-style-type: none"> 披露山・逗子海岸周辺や池子の森自然公園等は、良好な自然環境を維持し、水・緑の拠点を形成

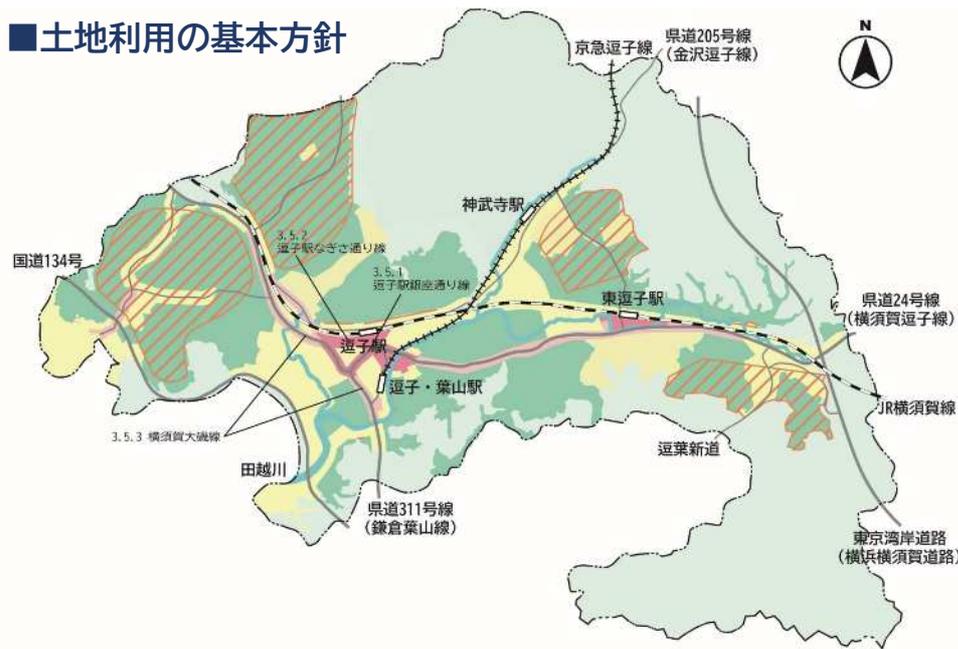
軸	広域軸	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾岸道路(横浜横須賀道路)により形成
	都市間軸	<ul style="list-style-type: none"> 国道134号線、県道311号(鎌倉葉山)、県道24号(横須賀逗子)により形成
	都市内軸	<ul style="list-style-type: none"> 都市間軸同士や市内各所を連絡する主要道路により形成

■将来都市構造図



<分野別基本方針>

■土地利用の基本方針



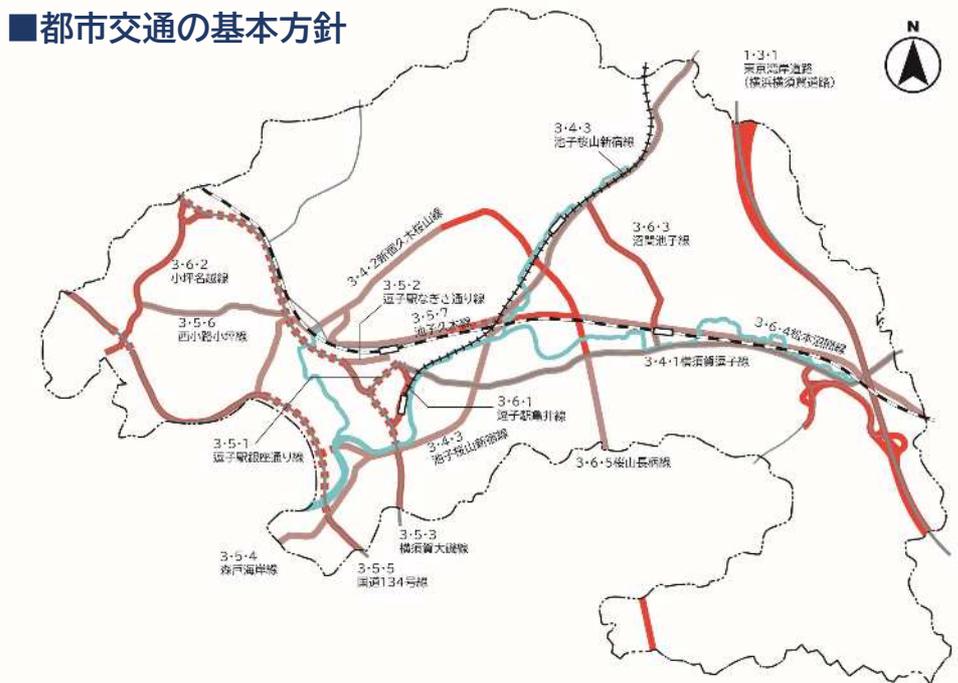
<基本的な考え方>

- 区域区分制度を継続適用、本格的な人口減少社会の到来を見据え、市街化区域は原則拡大せず
- 立地適正化計画に基づく都市機能の誘導や居住の誘導、低・未利用地の利活用
- 土地利用制度の見直しや地区レベルのきめ細かなまちづくりの推進

凡例

主要道路	低層住宅地	農業地
河川	複合住宅地	沿道の雑地
JR横須賀線	丘陵地・緑地	高層住宅地
京急逗子線		

■都市交通の基本方針



<基本的な考え方>

- 過度に自家用車に依存しないで移動できる都市交通体系の構築
- 道路の計画的な整備と適切な維持管理による長寿命化の推進、長期未着手都市計画道路の見直し
- 鉄道・バス等の公共交通サービスの効果的な連携、MaaS等、将来を見据えた新技術の導入検討

凡例

主要道路	改良済み
河川	計画済み
JR横須賀線	未着手
京急逗子線	

■都市環境の基本方針



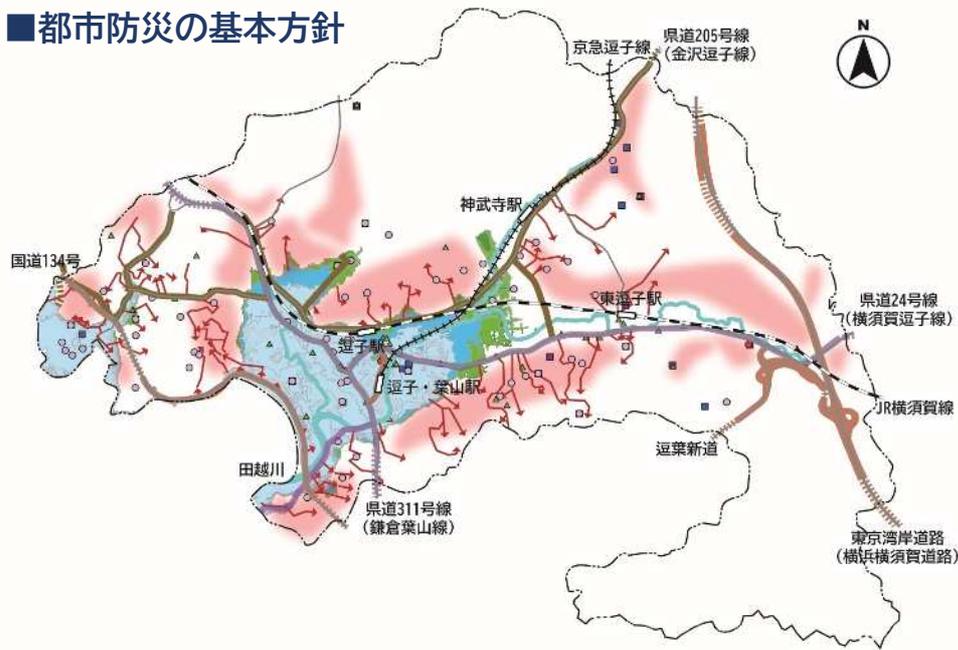
<基本的な考え方>

- 公園・緑地、下水道、河川、海岸等の計画的な整備と適切な維持管理
- 豊かな自然環境の保全と地球にやさしい脱炭素のまちづくり
- 良好な自然景観の保全、歴史的景観資源の継承、まちなみ景観の向上

凡例

主要道路	公園	特別緑地保全地区
河川	都市計画公園	山の根一丁目特別緑地保全地区
JR横須賀線	山林	保養地
京急逗子線	海浜地区	緑地・地味保全区域
	緑地地区	逗子・奥山道特別緑地保全地区
	緑地地区	特別緑地保全地区の緑地
	緑地地区	自然環境保全地区
	緑地地区	鎌倉市及び逗子市歴史的景観保存区域
	緑地地区	逗子山・大瀬自然環境保全地区
	緑地地区	特別緑地保全地区の緑地

■都市防災の基本方針



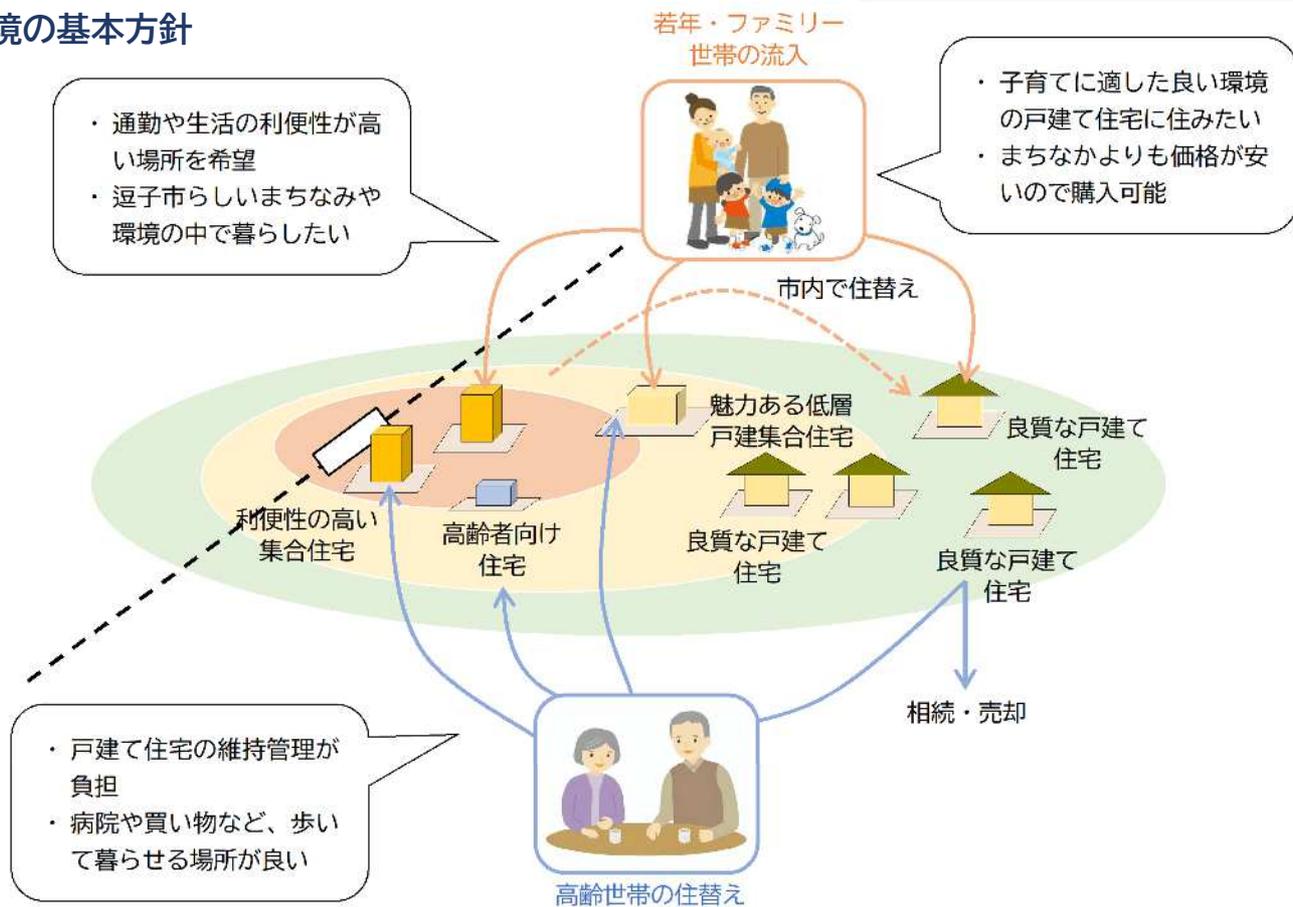
<基本的な考え方>

- ・ハード整備とソフト対策をはじめとする防災・減災対策による、災害に強い都市づくり



凡例		
— 主要道路	— 緊急輸送路等	(土砂災害)
— 河川	— 避難道路	● 土砂災害の危険性が高い地域 (津波浸水想定区域)
— JR横須賀線	— 緊急輸送路・避難道路	■ 0.001m以上～0.3m未満
— 京急逗子線	→ 避難の方向	■ 0.3m以上～1m未満
		■ 1m以上～2m未満
		■ 2m以上
		(指定避難所)
		■ 一級避難所
		■ 福祉避難所
		○ 指定緊急避難場所
		▲ 福祉施設
		● 防災拠点施設

■住環境の基本方針



単身者、子育て世代、高齢者等、多様な世代のニーズに対応した住宅供給を促進します



<基本的な考え方>

- ・JR逗子駅・JR東逗子駅周辺等における生活利便性や防災機能の向上、逗子海岸周辺や高台の住宅団地における良好な住環境の維持・創出
- ・空き家等の適正管理や利活用の促進、公共施設等の生活関連施設の整備・維持管理

<地域区分の考え方>

○将来都市構造における拠点の位置づけ、地域特性、生活圏等を勘案し、「小坪地域」「逗子地域」「東逗子地域」に区分

小坪地域

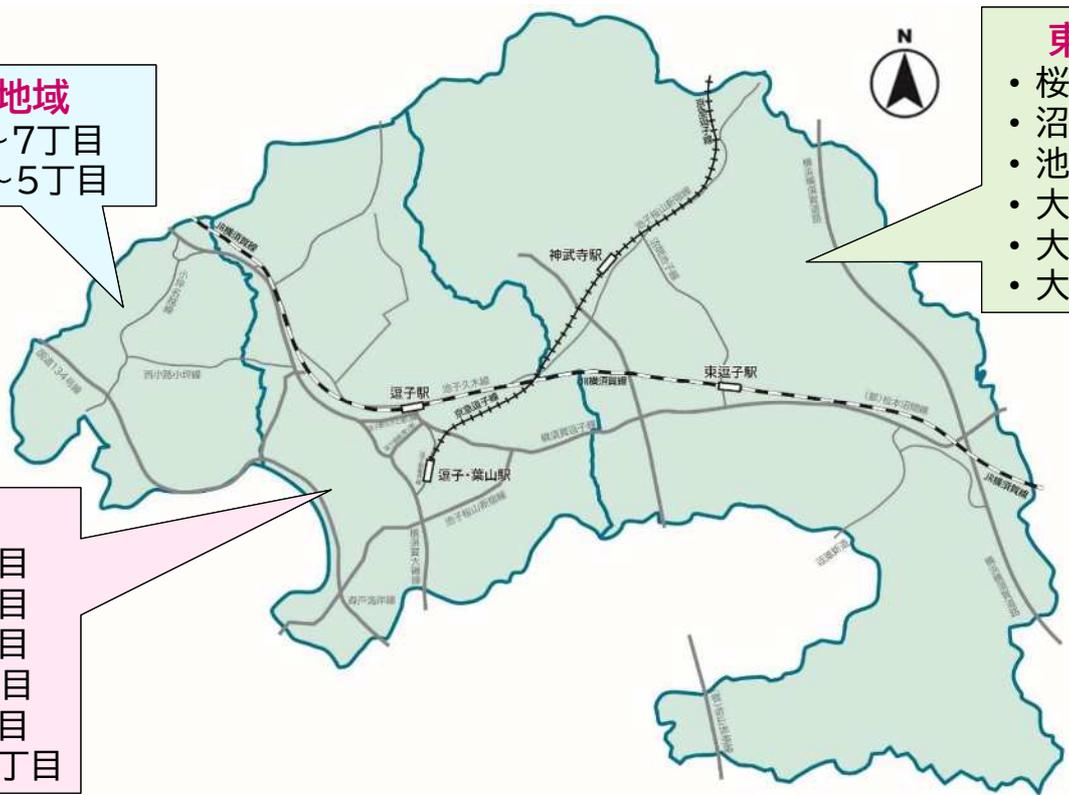
- 小坪1～7丁目
- 新宿4～5丁目

東逗子地域

- 桜山3～5丁目
- 沼間1～6丁目
- 池子1～4丁目
- 大字久木
- 大字池子
- 大字桜山字大山

逗子地域

- 逗子1～7丁目
- 新宿1～3丁目
- 桜山1～2丁目
- 桜山6～9丁目
- 久木1～9丁目
- 山の根1～3丁目

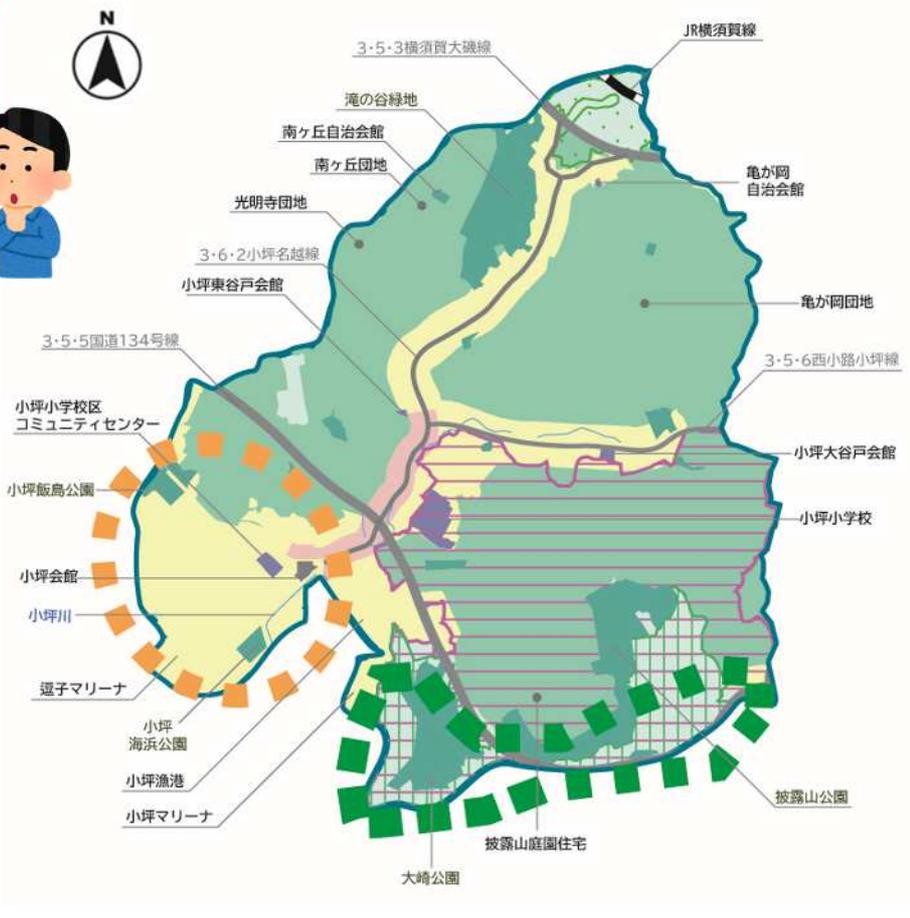


<地域づくりの方針>

小坪地域

<主な方針>

- 亀が岡団地や南ヶ丘、光明寺団地等の高台にある住宅団地に広がる低層住宅地は、周辺の自然環境と調和した住宅地とし、低層住宅及び小規模な生活サービス機能を誘導
- 地域に根付き、地域の風景として定着してきた小坪漁港周辺の海浜地のまちなみを保全、渚泊・体験・観光等の取組みを通して地域全体を活性化
- 披露山・大崎自然環境保全地域や鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域の保全、新たな特別緑地保全地区や歴史的風土特別保存地区の指定に向けた検討



凡例

— 主要道路	■ 低層住宅地	■ 公共施設等	● 地域産業・交流拠点
— 河川	■ 複合住宅地	■ 緑地・公園等	● 水・緑の拠点
— JR横須賀線	■ 丘陵地・緑地	■ 風致地区	■ 鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域
	■ 沿道商業地	■ 披露山・大崎自然環境保全地域	

逗子地域



<主な方針>



- JR逗子駅周辺の日常利便性の向上や求心力を高めるための集客性の高い施設の整備推進、駅まち一体となる良好な歩行者空間整備による回遊性向上や中心市街地の渋滞緩和
- JR逗子駅周辺の商業後背や逗子ハイランド等の高台にある住宅団地に広がる低層住宅地は、周辺の自然環境と調和した住宅地とし、低層住宅及び小規模な生活サービス機能を誘導
- JR逗子駅の交通結節点としての拠点性向上、駅周辺の回遊性を高めることにより、快適で歩いて楽しく、賑わいのある居心地の良い空間の創出
- 大規模住宅団地においては、官民連携による団地再生の取組みについて検討

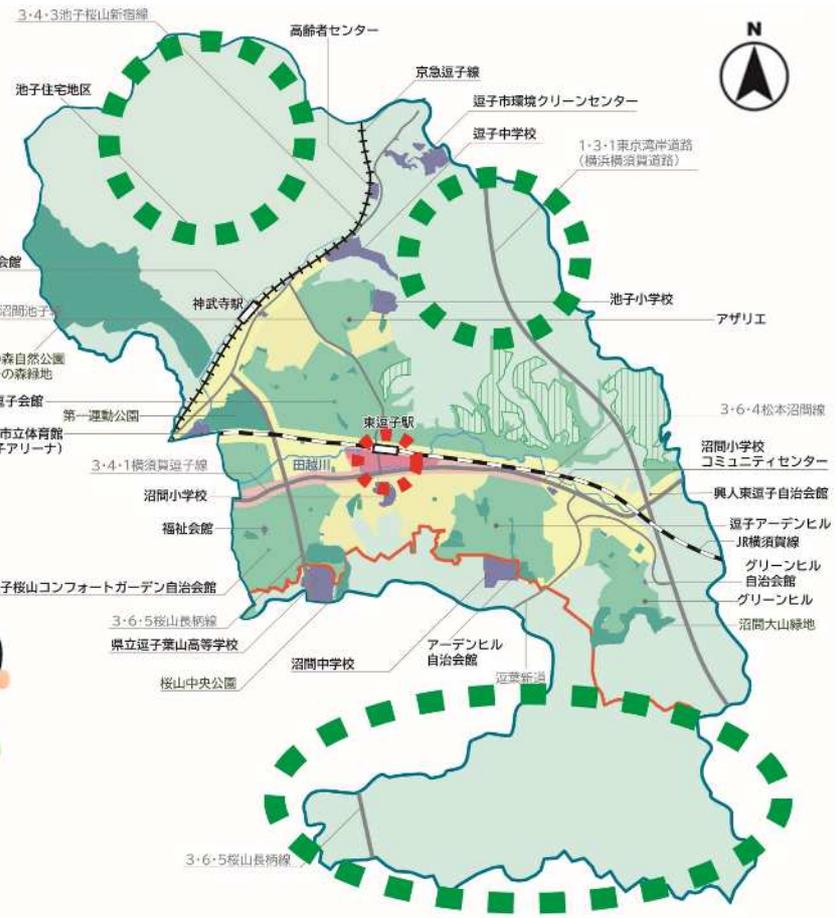
凡例

— 主要道路	低層住宅地	沿道商業地	集約拠点
— 河川	複合住宅地	公共施設等	水・緑の拠点
— JR横須賀線	丘陵地・緑地	緑地・公園等	風致地区
— 京急逗子線	商業地	逗子・葉山近郊緑地保全地区	鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域

東逗子地域

<主な方針>

- JR東逗子駅前用地活用事業による、公共施設を集約した複合施設の整備推進
- JR東逗子駅周辺や桜山地区、また池子アザリエ、沼間アーデンヒル・グリーンヒル等の高台にある住宅団地に広がる低層住宅地は、周辺の自然環境と調和した住宅地とし、低層住宅及び小規模な生活サービス機能を誘導
- 神武寺自然環境保全地域や逗子・葉山近郊緑地特別保全地区の保全、新たな近郊緑地特別保全地区の指定に向けた検討

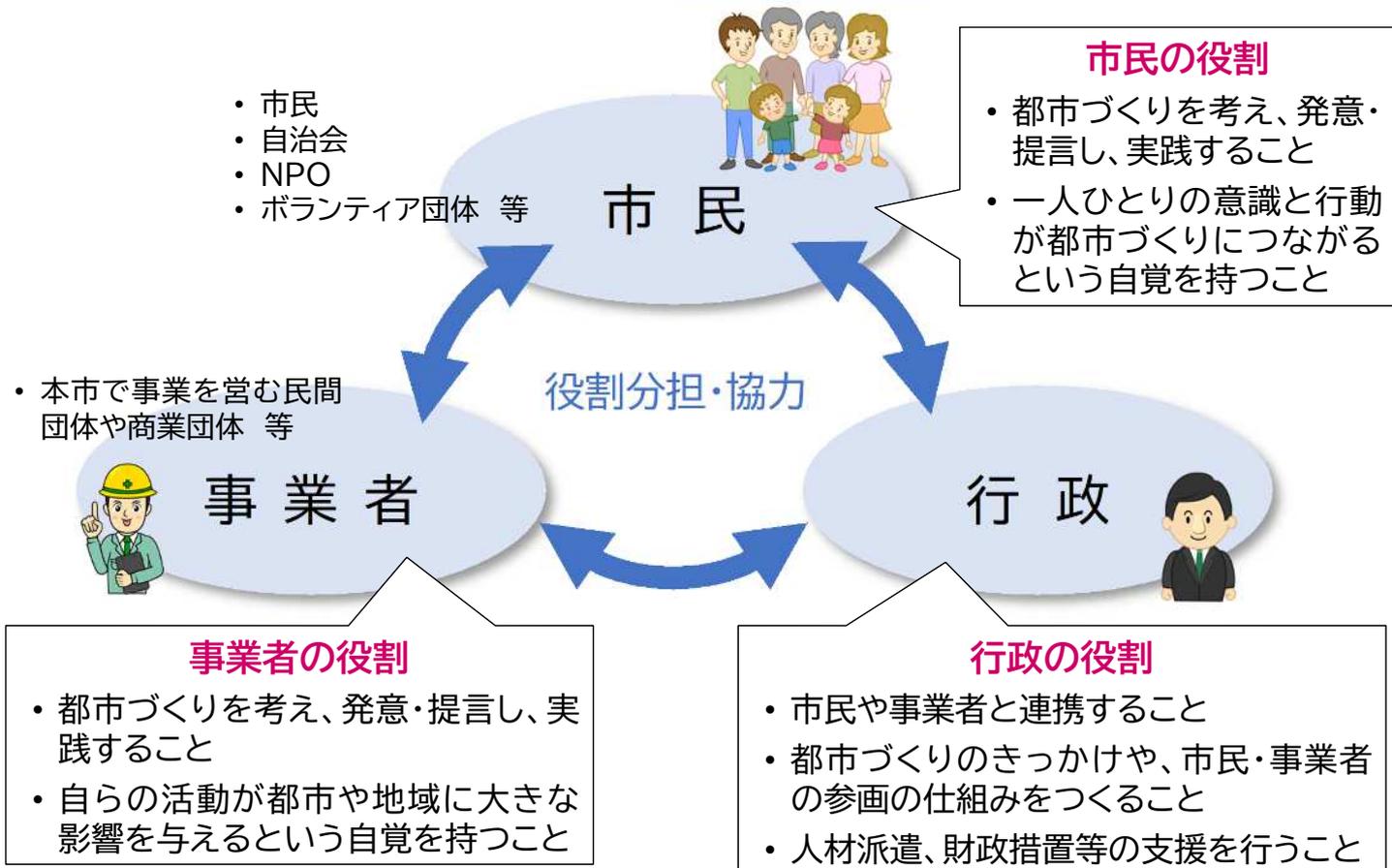


凡例

— 主要道路	低層住宅地	沿道商業地	集約拠点
— 河川	複合住宅地	公共施設等	水・緑の拠点
— JR横須賀線	丘陵地・緑地	緑地・公園等	神武寺自然環境保全地区
— 京急逗子線	商業地	逗子・葉山近郊緑地保全地区	



<都市づくりの担い手の考え方>



<都市づくりの手法・制度の活用>

- (1)立地適正化計画に基づく取組み**
 - 「逗子市都市計画マスタープラン」と「逗子市立地適正化計画」の連携を図り、集約・連携型都市づくりを推進
- (2)規制・誘導制度や都市施設整備事業の都市計画決定・変更**
 - 規制・誘導制度や都市施設整備事業を実施するため、必要な都市計画を決定
 - 社会・経済情勢、土地利用・建築物立地の変化等を踏まえ、必要に応じて都市計画を変更
- (3)地区計画によるきめ細かなまちづくり**
 - 地区の特性や実情、地区住民等の意向を十分に踏まえながら、地区計画によるまちづくりを推進
- (4)開発許可制度の適切な運用**
 - 市街化区域においては、500㎡以上の開発行為について開発許可制度を適用
 - 市街化調整区域においては、県との連携のもと原則開発を抑制
- (5)都市計画の提案制度の活用**
 - 都市計画の提案制度を協働の都市づくりを推進する一つの有効な手段として位置づけ、積極的な活用を促進するための周知に努める
- (6)市街地開発事業の推進**
 - 必要に応じて土地区画整理事業や市街地再開発事業等の市街地開発事業の都市計画を決定

<都市計画マスタープランの見直しの考え方>

- 今後の法制度の改正
 - 人口・産業動向をはじめとする社会・経済情勢の変化
 - 総合計画や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直し
 - 市民ニーズの変化
- これらの変化等を総合的に踏まえ、必要に応じて適切に見直しを図る。

<立地適正化計画とは>

- 公共交通が使いやすい範囲に、施設の立地を促す区域(都市機能誘導区域)、居住を促す区域(居住誘導区域)を決め、まちを便利で暮らしやすくするもの
- 防災対策を含め、暮らしを安全・安心にするもの



<立地適正化計画で定める内容>

立地の適正化及び防災に関する基本的な方針

⇒まちづくりの基本的な考え方、機能誘導の方針、防災まちづくりの方針

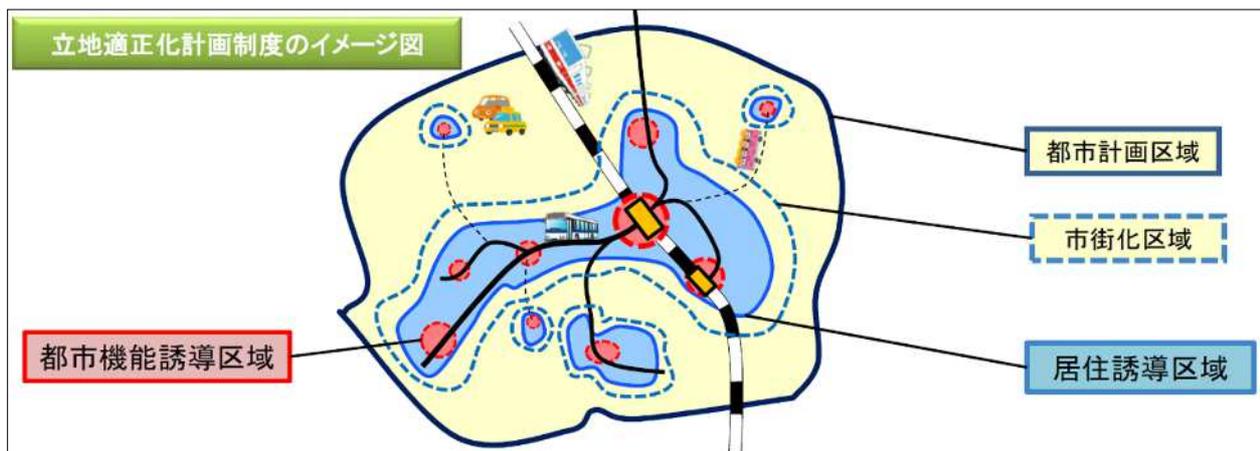
居住誘導区域

⇒人口減少の中にあっても生活サービスやコミュニティを持続的に確保する、居住を誘導すべき区域の考え方

都市機能誘導区域及び誘導施設

⇒医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導・集約し、各種サービスの効率的な提供を図る区域の考え方

⇒誘導すべき具体的な施設の考え方



誘導施策及び防災施策

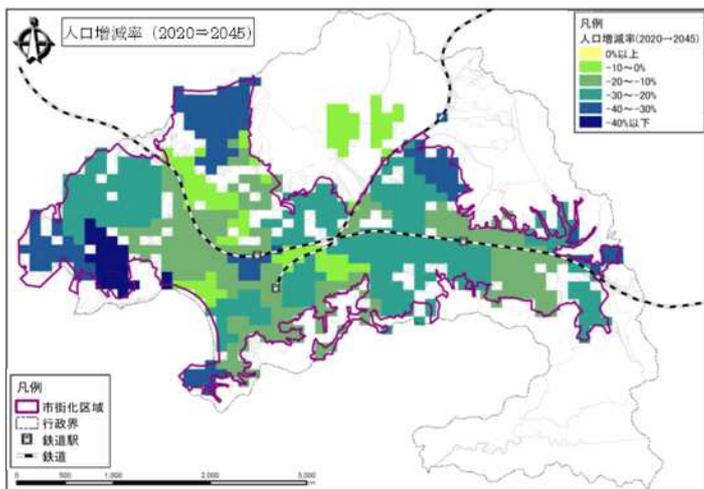
⇒居住や都市機能を誘導するための施策、災害リスクを踏まえた防災まちづくり施策の考え方

計画の推進

⇒立地適正化計画によるまちづくりの達成状況を評価するための定量的目標の設定の考え方など



人口増減率



- 人口減少の進行
(平成22(2010)年 58,302人→令和27(2045)年 45,223人)

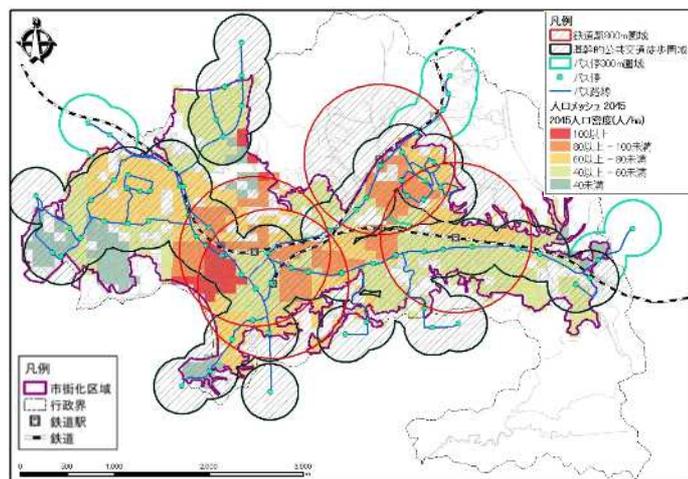
- 高齢化の進行
(令和2(2020)年 32.4%→令和27(2045)年 42.5%)

- 人口密度が10%以上減少する地域が市全域へ広がる

市全体で、**人口減少・高齢化が進む**予測がされているね



公共交通カバー状況



- 運行本数片道30本/日以上のある路線の徒歩圏人口カバー率は9割を超え高い。一方、市街化区域の縁辺部は、バス停等から距離のある地域が存在する

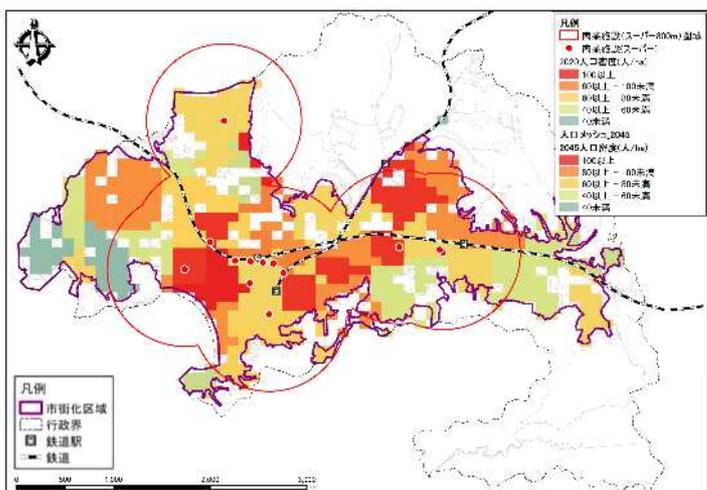
- 鉄道・バスの公共交通利用者は3割を超える。一方、バスの利用者の割合が減少

- バス停上屋の設置は、バス路線発着のバス停以外の設置が少ない

近くにバス停がなく**遠い地域**があるのね



商業施設カバー状況

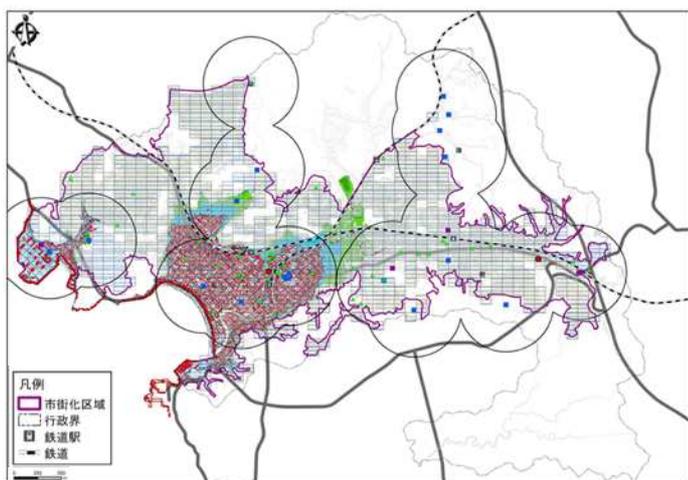


- 市街化区域内では、医療・福祉・保育施設は徒歩圏に施設が立地する
- 商業施設は、小坪地区、桜山地区、池子地区及び沼間地区の一部は徒歩圏から外れる

一部地域では、**徒歩圏外に商業施設**があるところもあるんだね



防災に関する現状分析①(津波)

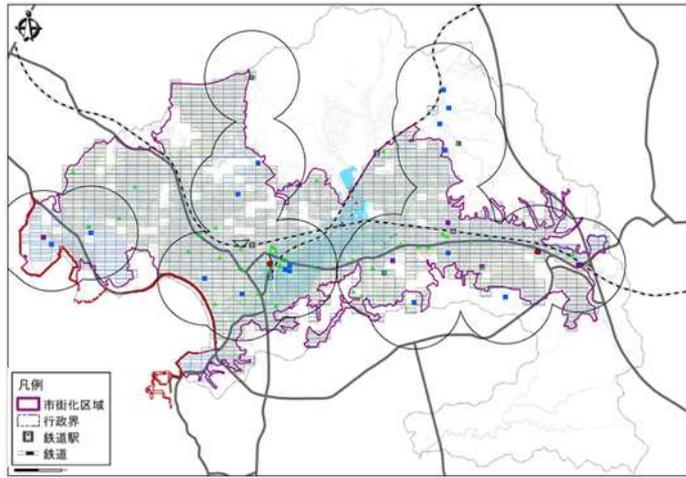


- 津波浸水想定区域(浸水深2.0m以上)に福祉施設(要配慮者利用施設)、防災拠点施設、一般避難所が立地

津波が来ると、**市の中心2m以上浸水**する可能性があるんだね



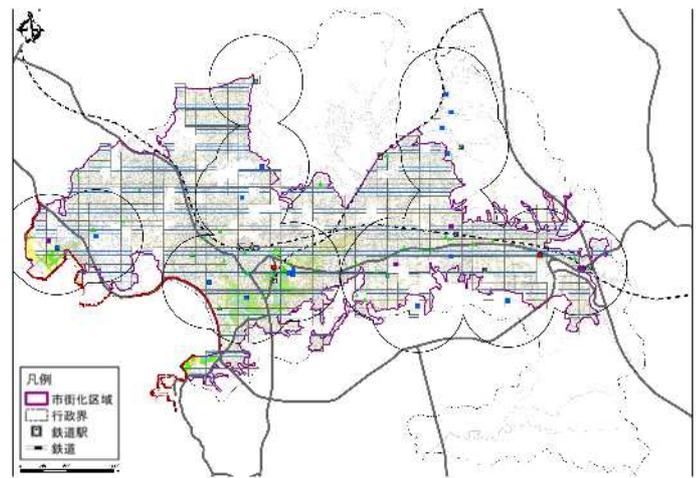
防災に関する現状分析②(洪水)



- 凡例**
- 指定避難所
 - 一般避難所
 - 福祉避難所
 - 福祉施設
 - 防災拠点施設
 - 2045高齢化率
 - 30%未満
 - 30%以上
 - 人口密度
 - 0-40未満
 - 40以上
 - 洪水時浸水深
 - 0.5m未満
 - 0.5m～3.0m未満
 - 3.0m～5.0m未満
 - 洪水浸水3m以上
 - 洪水浸水3m以上にかかる建物
 - 家屋倒壊等氾濫想定区域
 - 指定避難所500m圏域
 - 緊急輸送道路

- 洪水浸水想定区域(浸水深3.0m以上)に一部建物が立地
- 河川周辺の居住地の広い範囲が浸水深3.0m未満の洪水浸水想定区域内
- 洪水浸水想定区域(浸水深2.0m以上)に福祉施設(要配慮者利用施設)、一般避難所が立地

防災に関する現状分析③(高潮)



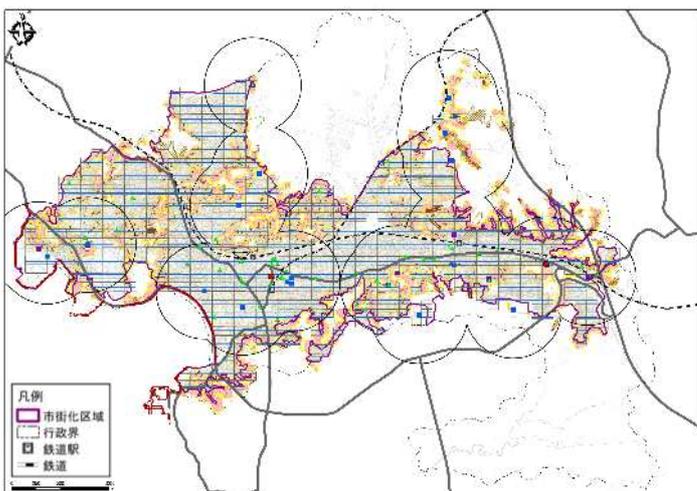
- 凡例**
- 指定避難所
 - 一般避難所
 - 福祉避難所
 - 福祉施設
 - 防災拠点施設
 - 2045高齢化率
 - 30%未満
 - 30%以上
 - 人口密度
 - 0-40未満
 - 40以上
 - 高潮最大浸水深
 - 1m以上～3m未満
 - 0.5m以上～1m未満
 - 0.3m以上～0.5m未満
 - 0.01m以上～0.3m未満
 - 家屋倒壊等氾濫想定区域
 - 指定避難所500m圏域
 - 緊急輸送道路

- 高潮浸水想定区域(浸水深3.0m未満)に居住地や福祉施設(要配慮者利用施設)が立地



洪水の場合も高潮の場合も場所によっては浸水してしまう可能性のある施設があるんだね

防災に関する現状分析④(土砂災害)



- 凡例**
- 指定避難所
 - 一般避難所
 - 福祉避難所
 - 福祉施設
 - 防災拠点施設
 - 2045高齢化率
 - 30%未満
 - 30%以上
 - 人口密度
 - 0-40未満
 - 40以上
 - 土砂災害特別警戒区域(土石流)
 - 土砂災害特別警戒区域(土石流)
 - 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)
 - 土砂災害警戒区域(急傾斜地)
 - 急傾斜地の崩壊危険区域
 - 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)にかかる建物
 - 土砂災害特別警戒区域(土石流)にかかる建物
 - 家屋倒壊等氾濫想定区域
 - 指定避難所500m圏域
 - 緊急輸送道路

- 市内の約11.3%の建物が土砂災害特別警戒区域に立地
- 土砂災害特別警戒区域に福祉施設(要配慮者利用施設)、一般避難所が立地

防災に関する現状分析⑤(地震)

- 大正型関東地震を想定した地震では、全市的に震度6強を想定



自分の住む地域が、災害が起こるとどんなことが起こる可能性のある地域なのか調べてみるといいかもしれないね

< 居住誘導区域設定の考え方 >

公共交通の利用に支障がなく災害リスクが低い区域などを対象に、居住誘導区域を設定します。

STEP1-①：将来的に人口密度が一定程度確保され、公共交通利用に支障がない区域

- 人口密度が将来的にも人口集中地区(DID)設定の基準である40人/haを超える、若しくは、公共交通利用に支障がない区域

STEP1-②：新たな公共投資を必要としない居住環境の整った区域

- 新たな公共投資を必要としない居住環境が整った、将来にわたって居住を促進する区域を設定。良好な居住環境の形成を目的とした地区計画、建築協定及び景観協定を定めている区域を対象

STEP2：災害危険区域等の災害リスクが高い区域を除く区域

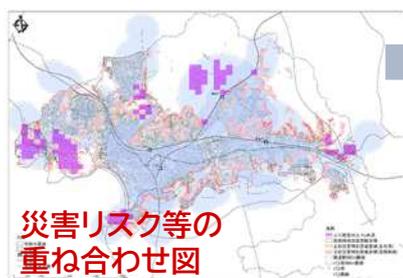
- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

STEP3：恒常的に非可住地としての土地利用を除く区域

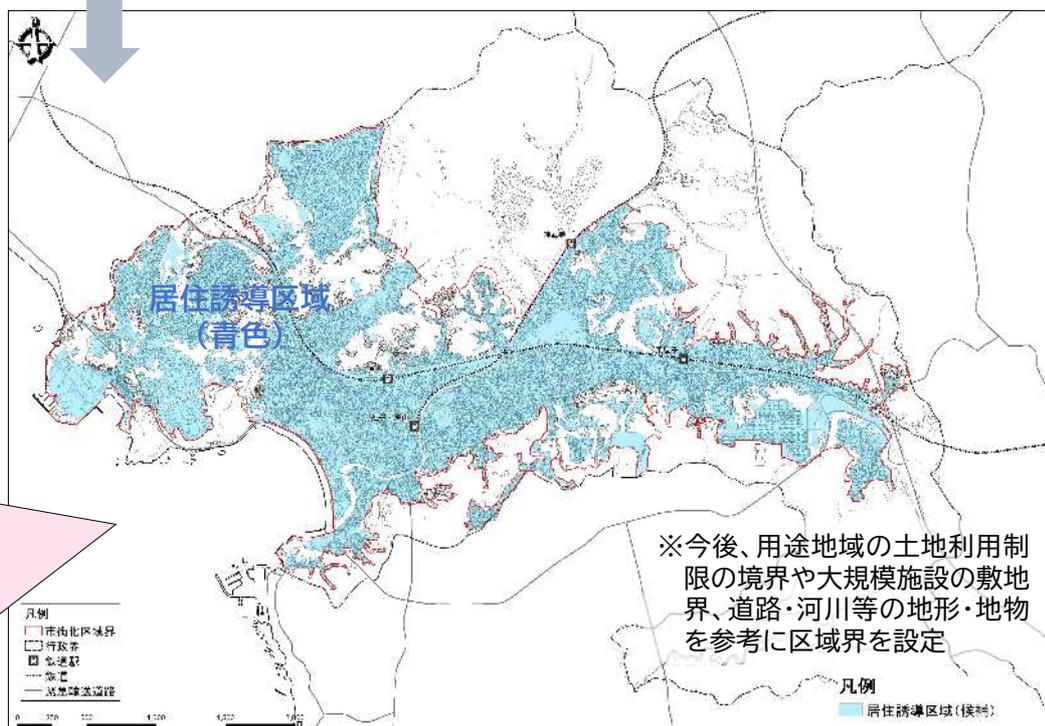
- 河川区域や、公共施設用地等の、恒常的に非可住地として土地利用がなされる地域を除いた区域



< 居住誘導区域（候補） >



居住誘導区域(候補)図



○居住誘導区域外で届出が必要な行為

- 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為(1,000㎡以上)
- 3戸以上の住宅の新築
- 建築物の改築又は用途変更により3戸以上の住宅とする場合

<都市機能誘導区域設定の考え方>

公共交通の利便性の高いJR逗子駅・京急逗子・葉山駅、JR東逗子駅周辺を都市機能誘導区域に設定します。

STEP1：集約拠点

- ・ 集約拠点であるJR逗子駅/京急逗子・葉山駅周辺、JR東逗子駅周辺の区域を基本に設定

STEP2：公共交通の利便性が高く徒歩で回遊できる区域

- ・ 集約拠点の鉄道駅から800mの区域に設定

STEP3：都市計画との整合

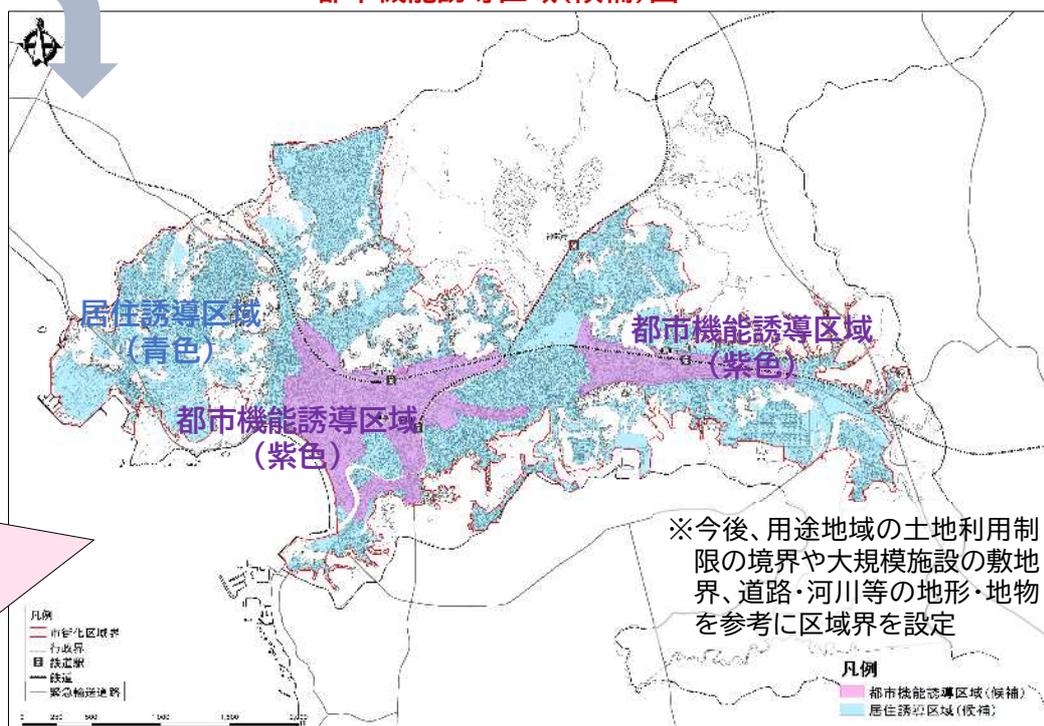
- ・ 用途地域を考慮し、都市機能の誘導の妨げとならないような区域を基本に設定する。(住居専用地域を除く)



<都市機能誘導区域（候補）>



都市機能誘導区域(候補)図



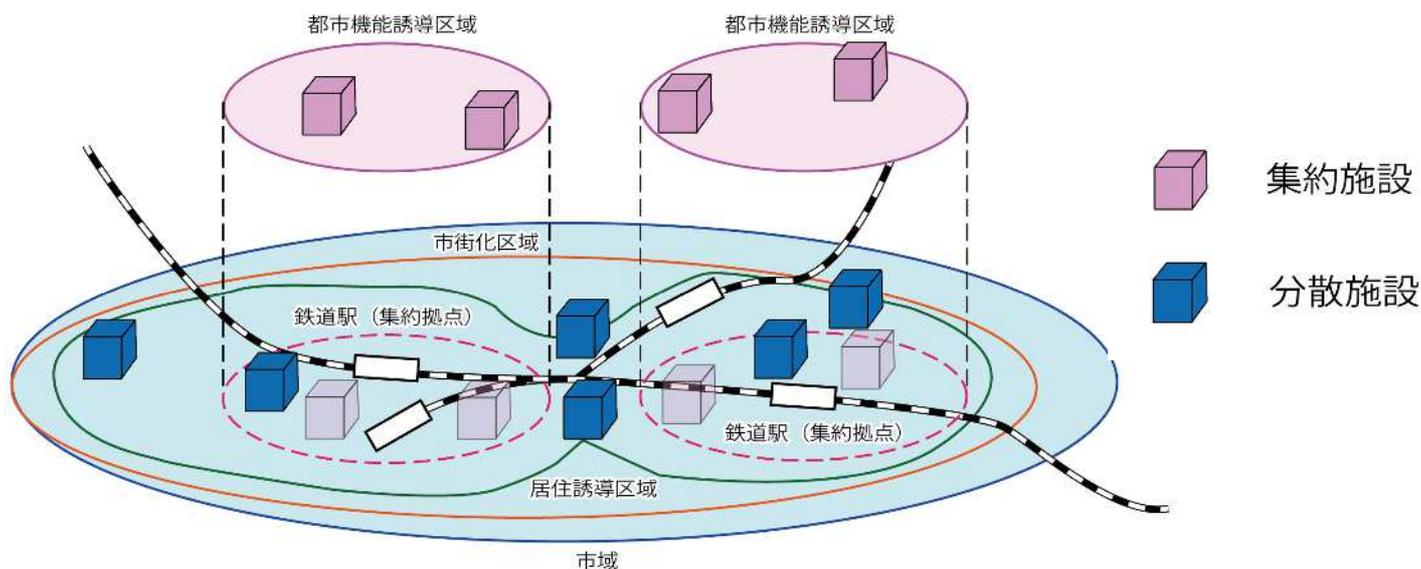
○都市機能誘導区域外で届出が必要な行為

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
- ・ 誘導施設を有する建築物の新築
- ・ 建築物を改築し誘導施設を有する建築物
- ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

<誘導施設>

<基本的な考え方>

- 集約拠点として市民の日常利便性の維持・向上やまちの玄関口としての魅力、求心力を高めるための施設や集客性が高く・賑わいを生み出す施設
- 公共交通の利便性の高い拠点に立地・集積していた方が利用しやすい施設
- 誘導施設の設定では、「集約拠点に集積していることが望ましい施設（集約施設）」と、日常生活を支える上で「地域に分散していた方が利用しやすい施設（分散施設）」に分類し、集約施設を誘導施設として設定します。



■誘導施設一覧

	集約施設(誘導施設)	分散施設
行政機能	市役所、福祉会館	—
介護福祉機能	—	地域包括支援センター、通所系施設(デイサービス等)
子育て機能	子育て支援センター	保育園、幼稚園、認定こども園
商業機能	大規模小売店舗(1,000㎡超)	スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、
医療機能	保健センター	病院・診療所
金融機能	銀行・信用金庫・信用組合	郵便局、ATM
教育・文化機能	図書館、文化会館、生涯学習センター、市民活動センター	学校(小・中・高)、コミュニティセンター

< 誘導施策①（都市機能誘導に関する施策） >

課題		
<ul style="list-style-type: none"> JR逗子駅周辺は、市街地の魅力を高める施策や低未利用地の利活用に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> JR東逗子駅周辺は、市街地としての魅力や利便性が低い 	<ul style="list-style-type: none"> JR逗子駅及び京急逗子・葉山駅周辺の中心部では、市の中心部としての魅力や賑わい低下の懸念



基本方針 1 本市の集約拠点としての魅力・求心力を維持・向上する

施策	施策体系
★都市の魅力・求心力の維持・向上 ①JR逗子駅／京急逗子・葉山駅周辺整備による魅力の向上 ②JR東逗子駅周辺市街地の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> 市民のニーズを捉えた都市機能の誘導・集約化 駅前商業地の形成
★JR逗子駅周辺において、中心市街地としてふさわしい活力とにぎわいの創出 ①駅前の回遊性の向上 ②商店街の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 歩いて楽しむことができる商業地の形成



< 誘導施策②（居住誘導に関する施策） >

課題		
<ul style="list-style-type: none"> ライフスタイルの変化による、豊かな住環境ニーズの高まり 	<ul style="list-style-type: none"> 郊外の住宅団地(高台)の一部での人口減少・高齢化 都市インフラの老朽化 	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少に伴う空き家・空き地の増加 増加による、良好な住環境の悪化



基本方針 2 住宅街の魅力維持し多様な暮らしの場を確保する

施策	施策体系
★多様な暮らしの場の提供 ①新しいニーズを捉えた住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 新しいライフスタイルに対応する環境形成
★誰もが快適に住み続けられる暮らしやすい住環境の提供 ①良好な住環境の維持 ②老朽化した都市インフラの計画的改修	<ul style="list-style-type: none"> 高台の住宅団地における生活利便性・安全性の向上

< 誘導施策③（公共交通に関する施策） >

課題			
<ul style="list-style-type: none"> サービスが維持できなくなる懸念 	<ul style="list-style-type: none"> 最寄りのバス停までのアクセス改善 	<ul style="list-style-type: none"> バス待ち環境の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺の歩行空間拡充



基本方針 3 集約拠点と郊外住宅地を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークを維持する

施策	施策体系
★バスの定時性、速達性及び利便性の向上 ①バス路線の維持及び強化	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道駅までのバス路線の維持及び強化 バスの定時性確保のための検討
★バス停等から距離のある地域での移動手段の確保 ①乗合タクシー等の導入検討 ②新たなモビリティサービスの導入検討	<ul style="list-style-type: none"> 乗合タクシー・新たなモビリティサービスの導入検討
★交通結節点の環境整備 ①主要バス停におけるバス待ち環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 主要バス停におけるバス待ち環境の改善・整備
★駅周辺の歩行空間の拡充 ①逗子駅周辺の歩行空間の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 逗子駅周辺の歩行空間の再整備 駅周辺の歩行者デッキ設置による歩行者動線の確保



防災まちづくりの実現に向けて、リスク回避(立地規制、移転促進など)、リスク低減(ハード、ソフトの防災・減災対策)の観点から、災害に応じた防災施策を設定します。

<防災に関する施策① (ハードに関する施策)>

■ハードに関する施策

取組策		実施主体	項目				
			洪水	津波	高潮	土砂災害	地震
リスク回避	代替災害対策本部の機能強化	市	○	○	○	○	○
リスク低減	避難路・避難場所の確保	市	○	○	○	○	○
	道路施設の老朽化対策	市	○	○	○	○	○
	地区単位での総合的な防災・減災対策の推進	市	○			○	○
	河川等の整備	県市	○				
	海岸保全施設等の整備	県市		○			

<防災に関する施策② (ソフトに関する施策)>

■ソフトに関する施策

取組策		実施主体	項目				
			洪水	津波	高潮	土砂災害	地震
リスク回避	居住誘導区域の見直し	市				○	
	安全な地域への移住促進の検討	市	○	○	○	○	○
リスク低減	避難路・避難場所の確保	市	○	○	○	○	○
	ブロック塀の点検等の普及啓発等	市	○	○	○	○	○
	防災行政無線等による災害情報の伝達	市	○	○	○	○	○
	地域防災力の強化	市	○	○	○	○	○
	ハザードマップ等の更新・周知	市	○	○	○	○	○
	避難行動要支援者等への支援	市	○	○	○	○	○



< 定量的な目標値の設定 >

< 基本的な考え方 >

○まちづくりの方針、防災まちづくりの方針を踏まえて、「都市機能」「居住」「公共交通」「防災」に関する目標値を設定します。

項目	指標	目標値
都市機能に関する目標値	都市機能誘導区域内の誘導施設数(複数施設がある場合は機能を計上する)	・現状維持
居住に関する目標値	居住誘導区域内の人口密度(人/ha)	・現状維持
	定住意向のある市民割合(%)	・現状維持
公共交通に関する目標値	基幹的公共交通路線の徒歩圏(鉄道駅から800m、バス停から300m)人口カバー率(%)	・現状維持
防災に関する目標値	市街化区域での土砂災害レッドゾーン内の居住人口割合(%)	・現状からの減少
	災害に備えた対策をしている市民の割合(%)	・現状からの増加

< 立地適正化計画の見直し >

< 基本的な考え方 >

○設定年次における目標指標、効果指標の達成状況、誘導施策や防災の取組施策の施行状況を評価・検証した上で、概ね5年ごとに立地適正化計画の見直し(誘導区域、誘導施設、誘導施策、目標値等)の実施します。

